福岡県公報
令和６年４月12日
第　487　号

目　次

告　示（第231号－第236号）
○特定計量器の定期検査の実施　（計量検定所）……………1
○特定計量器の定期検査の実施　（計量検定所）……………2
○特定計量器の定期検査の実施　（計量検定所）……………3
○特定計量器の定期検査の実施　（計量検定所）……………4
○救急病院の認定　（医療指導課）……………4
○急傾斜地崩壊危険区域の指定　（砂　防　課）……………5
公　告
○落札者等の公示　（県民情報広報課）……………5
○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……………6
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………6
○開発行為に関する工事の完了　（都市計画課）……………6
○競争入札参加者の資格等　（総務事務厚生課）……………6
○一般競争入札の実施　（総務事務厚生課）……………8
○都市計画の図書の写しの縦覧　（都市計画課）……………12
再　掲
○福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等の一部改正
（福祉総務課）……………12

告　示

福岡県告示第231号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第２項の規定により公示する。

令和６年４月12日

福岡県知事　服部　誠太郎

1　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2　検査日時及び会場

(1)　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和６年５月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	広川町産業展示会館	広川町
	令和６年５月15日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	八女市
	令和６年５月16日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	令和６年５月17日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	令和６年５月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市農業活性化センター	
	令和６年５月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	令和６年５月22日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市立花体育館	
	令和６年５月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市星野行政福祉センター	
	令和６年５月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市矢部体育館	
	令和６年５月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	令和６年５月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	八女市黒木体育館	
	令和６年５月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	筑後市
	令和６年５月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	
	令和６年５月31日	10：00～12：00 13：00～15：00	サザンクス筑後	

定期発行日　毎週火金曜日
〔発行〕〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号　福岡県　総務部行政経営企画課　（電話 092－643－3028）
〔作成〕〒810－0011　福岡市中央区高砂一丁目６番19号　株式会社西日本高速印刷　（電話 092－531－1766）

	令和６年６月１日 から 令和６年７月31日 まで	左欄の間に行う検査については、広川町、八女市及び筑後市と協議の上、指示する。	広川町 八女市 筑後市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和６年６月１日 から 令和６年７月31日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	広川町 八女市 筑後市
ウ　ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、１級のはかり及び２級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和６年６月１日 から 令和６年７月31日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。	広川町 八女市 筑後市

⑵　特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第１項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により⑴の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和６年６月１日 から 令和６年８月31日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		広川町 八女市 筑後市

福岡県告示第232号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第２項の規定により公示する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

２　検査日時及び会場

⑴　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和６年６月４日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立福吉コミュニティセンター福よし絆館	糸島市
	令和６年６月５日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立福吉コミュニティセンター福よし絆館	
	令和６年６月６日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立福吉コミュニティセンター福よし絆館	
	令和６年６月７日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立可也コミュニティセンターしまてらす	
	令和６年６月11日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立可也コミュニティセンターしまてらす	
	令和６年６月12日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市立可也コミュニティセンターしまてらす	
	令和６年６月13日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和６年６月14日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和６年６月18日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和６年６月19日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和６年６月20日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和６年６月21日	10：00～12：00 13：00～15：00	糸島市人権センター	
	令和６年６月22日 から 令和６年８月21日 まで	左欄の間に行う検査については、糸島市と協議の上、指示する。		糸島市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和６年６月22日 から 令和６年８月21日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ウ　ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年6月22日 から 令和6年8月21日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

(2)　特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年6月22日 から 令和6年9月21日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		糸島市

福岡県告示第233号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により公示する。

令和6年4月12日

福岡県知事　服部　誠太郎

1　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

2　検査日時及び会場

(1)　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年6月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川市都市整備部庁舎　外会議室	那珂川市
	令和6年6月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	那珂川市都市整備部庁舎　外会議室	
	令和6年6月27日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市商工会館	春日市
	令和6年6月28日	10：00～12：00 13：00～15：00	春日市商工会館	
	令和6年7月1日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑紫野市商工会館	筑紫野市
	令和6年7月2日	10：00～12：00 13：00～15：00	筑紫野市商工会館	
	令和6年7月3日	10：00～12：00 13：00～15：00	太宰府市役所　東側車庫	太宰府市
	令和6年7月4日	10：00～12：00 13：00～15：00	太宰府市役所　東側車庫	
	令和6年7月8日	10：00～12：00 13：00～15：00	大野城市北コミュニティセンター	大野城市
	令和6年7月9日	10：00～12：00 13：00～15：00	大野城市南コミュニティセンター	
	令和6年7月10日 から 令和6年9月9日 まで	左欄の間に行う検査については、那珂川市、春日市、筑紫野市、太宰府市及び大野城市と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和6年7月10日 から 令和6年9月9日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市
ウ　ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、1級のはかり及び2級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和6年7月10日 から 令和6年9月9日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

(2)　特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により(1)の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和6年7月10日 から 令和6年10月9日 まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		那珂川市 春日市 筑紫野市 太宰府市 大野城市

福岡県告示第234号

計量法（平成４年法律第51号）第19条第１項の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第２項の規定により公示する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　実施機関

一般社団法人福岡県計量協会

２　検査日時及び会場

⑴　知事が指定する場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
ア　ひょう量が300kg以下の非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和６年７月23日	10：00～12：00 13：00～15：00	吉富町体育館	吉富町
	令和６年７月24日	10：00～12：00 13：00～15：00	道の駅しんよしとみ	上毛町
	令和６年７月25日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場大平支所	
	令和６年７月26日	10：00～12：00 13：00～15：00	上毛町役場大平支所	
	令和６年７月29日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町コミュニティセンター　（ソピア）	築上町
	令和６年７月30日	10：00～12：00 13：00～15：00	築上町役場　多目的室	
	令和６年８月１日	10：00～12：00	豊前市角田公民館	豊前市
	令和６年８月１日	13：30～15：30	豊前市合河公民館	
	令和６年８月２日	10：00～12：00	豊築漁業協同組合	
	令和６年８月２日	13：30～15：30	豊前市三毛門公民館	
	令和６年８月５日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市総合福祉センター	
	令和６年８月６日	10：00～12：00 13：00～15：00	豊前市総合福祉センター	
	令和６年８月７日から令和６年10月６日まで	左欄の間に行う検査については、吉富町、上毛町、築上町及び豊前市と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 築上町 豊前市
イ　ひょう量が300kgを超える非自動はかり（ウに掲げるものを除く。）、分銅及びおもりの検査	令和６年８月７日から令和６年10月６日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 築上町 豊前市
ウ　ばね式指示はかり又は電気式はかりで目量の数が6,000を超えるもの、１級のはかり及び２級のはかりで目量の数が2,000を超えるものの検査	令和６年８月７日から令和６年10月６日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 築上町 豊前市

⑵　特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第１項各号に該当するものとして申請に基づく場所で実施する検査

検査区分	検査年月日	検査時間	検査会場	検査区域
特別な理由により⑴の検査を受検できない非自動はかり、分銅及びおもりの検査	令和６年８月７日から令和６年11月６日まで	左欄の間に行う検査については、検査を受けようとする者と協議の上、指示する。		吉富町 上毛町 築上町 豊前市

福岡県告示第235号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第８号）第１条第１項に規定する救急病院を次のように認定したので、同令第２条第１項の規定により告示する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

病院の名称	所　　在　　地	有　効　期　間
飯塚市立病院	飯塚市弁分633番地１	令和６年３月28日から 令和９年３月27日まで
学校法人福岡大学福岡大学西新病院	福岡市早良区祖原15番７号	

医療法人南川整形外科病院	福岡市西区姪の浜四丁目14番17号	
独立行政法人国立病院機構九州医療センター	福岡市中央区地行浜一丁目８番１号	
医療法人佐田厚生会佐田病院	福岡市中央区渡辺通二丁目４番28号	
社会医療法人財団白十字会白十字病院	福岡市西区石丸四丁目３番１号	
医療法人三井会神代病院	久留米市北野町中川900番地１	
医療法人白壽会安本病院	久留米市三潴町玉満2371番地	
社会医療法人栄光会栄光病院	糟屋郡志免町別府西三丁目８番15号	令和６年４月１日から令和９年３月31日まで
医療法人泯江堂三野原病院	糟屋郡篠栗町大字金出3553	
医療法人誠心会井上病院	糸島市波多江699番地１	
社会医療法人水光会宗像水光会総合病院	福津市日蒔野五丁目７番地１	
日本赤十字社嘉麻赤十字病院	嘉麻市上山田1237	
一般社団法人福岡県社会保険医療協会社会保険田川病院	田川市上本町10番18号	
社会医療法人シマダ嶋田病院	小郡市小郡217番地１	
社会医療法人陽明会小波瀬病院	京都郡苅田町大字新津1598	

福岡県告示第236号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第３条第１項の規定に基づき、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定するので、同条第３項の規定により公示する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　区域の名称　　山中

2　区域の所在地　　みやま市瀬高町廣瀬字堤谷、字赤坂、字上地藏本、字浦田

3　土地の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱番号１号から13号までを順次結んだ線及び標柱番号１号と13号とを結んだ線に囲まれた区域

所　在　地	地　番	標柱番号
みやま市瀬高町廣瀬字堤谷	705番16地先道路敷	１号及び２号
	705番16	３号から６号まで、12号及び13号
みやま市瀬高町廣瀬字赤坂	191番１	７号
みやま市瀬高町廣瀬字上地藏本	1036番	８号から10号まで
みやま市瀬高町廣瀬字浦田	1023番３	11号

公　　告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

1　落札に係る物品の名称及び数量

令和６年度新聞定期広告「福岡県からのお知らせ」

朝日新聞・毎日新聞・読売新聞・西日本新聞　各６回

2　契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1)　部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

(2)　所在地

福岡市博多区東公園７番７号

3　落札者を決定した日

令和６年３月15日

4　落札者の氏名及び住所

(1)　氏名

株式会社読売広告西部

(2)　住所

福岡市中央区赤坂一丁目16番５号

５　落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

36,663,000円

６　契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

７　入札公告日

令和６年１月30日

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定により大牟田市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

大牟田都市計画ごみ焼却場の決定（令和６年３月27日大牟田市告示第238号）

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字大手木4495番６

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

筑紫野市大字筑紫43番地１（ファミーユ筑紫Ⅱ203号）

寺岡　涼太

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第３項の規定により公告する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　開発区域に含まれる地域の名称

小郡市三沢字西中隈3404番５

２　開発許可を受けた者の住所及び氏名

小郡市力武1104番地４　フラントフィールドハウス204号

鶴田　孝志

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託契約

２　競争入札参加者の資格

⑴　競争入札に参加することができない者

ア　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４第１項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ　地方自治法施行令第167条の４第２項各号のいずれかに該当するため知事が一定の期間を定めて競争入札に参加させないこととした者であって、当該期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ　次に掲げる法律の規定により届出の義務が課されたものであって、当該届出の義務を履行していない者

①　健康保険法（大正11年法律第70号）第48条

②　厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条

③　雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条

オ　県内の市町村において個人住民税（個人県民税及び個人市町村民税）を特別徴収すべき者に対して給与の支払を行っている者であって、地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の４に規定する特別徴収義務者の指定を受けていないもの（特別の理由がある場合を除く。）

カ　競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

キ　営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

(2)　競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア　従業員数

イ　年間売上高

ウ　自己資本金

エ　流動比率

オ　経営年数

カ　地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3　競争入札参加資格審査の申請方法等

(1)　申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア　競争入札参加資格審査申請書（様式第１号）

イ　法人にあっては登記事項証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

ウ　県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第２号）

エ　県税に未納のないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（３か月以内に発行された原本又は写し）

オ　社会保険等加入状況報告（誓約）書（様式第10号）及び確認資料

カ　個人住民税特別徴収実施申告（誓約）書（様式第11号）及び確認資料

キ　法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前２事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第３号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前２か年分）

ク　障がい者の雇用状況の報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障がいのある方を雇用しているときには、障がい者雇用状況調査票（様式第４号）

ケ　営業概要表（様式第５号）

コ　事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組合用営業概要表（様式第６号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等

サ　印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第７号）

シ　ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第８号）

ス　暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第９号）

セ　営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し

ソ　協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿

タ　ＩＳＯ9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し

チ　福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障がい者雇用はクに掲げるもの）

ツ　返信用封筒（434円切手を貼付した長形３号封筒）

(2)　申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

（電話番号）092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/）からダウンロードすることにより入手することができる。

(3)　申請書の受付期間

この公告の日から令和６年５月15日（水曜日）までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

４　競争入札参加資格審査結果の通知

競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。

５　競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1)　競争入札参加資格の有効期間

競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから令和７年９月末日までとする。

(2)　有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する者は、令和７年７月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

１　競争入札に付する事項

(1)　契約の名称

福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託契約

(2)　契約内容及び仕様等

入札説明書による。

(3)　契約期間

契約締結日から令和14年３月31日まで

(4)　納入場所

福岡県総務部総務事務厚生課

福岡県教育庁教育総務部財務課

２　入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５第１項の規定に基づき定める入札参加者資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（令和４年４月福岡県告示第371号）」に定める資格を得ている者

３　入札参加資格を得るための申請の方法

２に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望する者は、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

・申請書の提出場所及び入手方法並びに申請に関する問合せ先

福岡県総務部総務事務厚生課調達班

〒812－8577　福岡市博多区東公園７番７号

電話番号　092－643－3092（ダイヤルイン）

申請書は、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp）からダウンロードすることにより入手することができる。

４　入札参加条件（地方自治法施行令第167条の５の２の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

令和６年６月５日（水）現在において、次の条件を満たすこと。

入札参加に当たっては、単独で参加する場合のほか、共同で参加できるものとし、単独参加の場合は次の(1)に掲げる要件の全てを、共同参加の場合は次の(2)に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

(1)　単独参加の場合の資格要件

ア　２の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	ＡＡ

イ　本件入札への共同参加を行っていないこと。

ウ　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

エ　福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年２月22日13

管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）の期間中でない者であること。

オ　都道府県、政令指定都市若しくは中核市又は国（独立行政法人を含む。）の職員を利用対象とした給与システムの導入業務の実績を有すること。

(2)　共同参加の場合の資格要件

ア　共同参加者の全てが、2の入札参加資格を有し、その業種及び等級が次の条件を満たしていること。

大分類	中分類	業種名	等級
13	07	サービス業種その他（ソフトウェア開発）	ＡＡ

イ　本件入札への単独参加又は他の共同参加を行っていないこと。

ウ　共同参加者の全てが4の(1)ウ及びエの要件を満たしていること。

エ　共同参加者のいずれかが、4の(1)オの要件を満たしていること。

5　当該業務委託契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部総務事務厚生課給与支給班

福岡県教育庁教育総務部財務課教育給与支給班

〒812－8577　福岡市博多区東公園7番7号（県庁行政棟3階南棟西側）

電話番号　092－643－3041

電子メール　kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp

6　契約条項を示す場所

5の部局とする。

7　入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8　入札説明書及び調達仕様書の交付

この公告の日から令和6年4月19日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで5の部局で交付するほか、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp）からダウンロードすることにより入手することができる。

ただし、調達仕様書の各別紙資料については、「秘密保持誓約書」を提出した者にのみ配付する。当該資料が必要な場合は、当該誓約書に必要事項を記入の上、持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便により提出すること。

9　入札説明会

入札説明会は実施しない。

10　入札参加申請書及び総合評価のための提案書の提出期限等

(1)　提出期限

ア　入札参加申請書

令和6年4月24日（水）午後5時00分まで

イ　総合評価のための提案書

令和6年5月15日（水）午後5時00分まで

(2)　提出場所

5の部局とする。

(3)　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）、郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）又は電子メールで行う。

(4)　その他

ア　入札参加の申請をしない者は、本件入札に参加することができない。

イ　提案書等の作成に係る費用は、提案者の負担とする。

ウ　提出された提案書等は、返却しない。

エ　提出に係る詳細については、入札説明書を参照すること。

11　提案評価委員会におけるヒアリング

提出された提案書については、庁内の提案評価委員会の場において審議するので、入札参加者はこれに出席し、提案評価委員会におけるヒアリングに対応すること。

なお、ヒアリングにおける質問予定項目については、原則として、事前に通告するものとする。

(1)　開催日時

令和6年5月30日（木）

(2)　開催場所

福岡市博多区東公園７番７号
福岡県庁行政棟地下１階南棟西側　総務部会議室

(3)　注意事項

事前に通告を行った質問予定項目のほか、提案評価委員会当日に委員から別途質問を行う場合があるので、留意すること。

提案評価委員会におけるヒアリングに対応しないことを理由に入札の参加資格を失うことはないが、提案書の評価の際に、不明点が確認できないことにより、技術点の評価に影響する可能性があるので、あわせて留意すること。

12　入札書の提出期限等

(1)　提出期限

令和６年６月５日（水）午後５時00分

(2)　提出場所

５の部局とする。

(3)　提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期間内必着）で行う。

なお、入札書は、持参により提出する場合は封筒に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）及び「６月６日開封福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ密封の上、当該中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を朱書きし、外封筒の封皮には、「６月６日開封福岡県新給与システムの開発及び運用保守に係る業務委託の入札書在中」と朱書きしなければならない。

(4)　注意事項

ア　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載すること。

イ　入札書の記名は、本県に登録している代表者本人（以下「入札者」という。）の氏名を記載すること。

なお、入札手続きを入札者以外の者が行う場合は、委任状を提出し、入札書の記名は当該委任状により委任された代理人（以下「代理人」という。）の氏名を記載すること。

ウ　入札者又はその代理人は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

エ　入札者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。

オ　入札者又はその代理人が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。

13　開札の日時、場所及び方法等

(1)　日時

令和６年６月６日（木）午前10時00分

(2)　場所

福岡市博多区東公園７番７号
福岡県庁行政棟地下１階南棟西側　総務部会議室

(3)　方法

開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。

(4)　落札者がない場合の措置

開札の結果、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の８の規定により、別に定める日時において再度の入札を行う。ただし、開札の際、入札者又はその代理人の全てが立ち会っている場合にあって、その全ての同意が得られれば、その場で再度入札を行う。

14　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

見積金額（入札書に記載する入札金額に100分の10に相当する額を加算した額）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の５以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2)　契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提出すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア　県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ　過去２年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人を含む。）との同種・同規模の契約を履行（２件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

15　入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、13の(4)により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

(1)　入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札

(2)　法令又は入札に関する条件に違反している入札

(3)　同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札

(4)　所定の場所及び日時に到着しない入札

(5)　入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できない入札

(6)　入札保証金又はこれに代わる担保の納付が上記14の(1)に規定する金額に達しない入札

(7)　金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8)　入札参加者資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

(9)　入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

16　落札者の決定の方法

(1)　提案書評価による「技術点」と、入札価格評価による「価格点」の合計点が最も高い者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当した者は失格とし、次点の者をもって落札者とする。

ア　「技術点」のうち「機能点」に係る機能要件一覧への対応状況に１項目でも「対応不可」の項目があった者

イ　「技術点」のうち「機能点」が175点に満たない者

ウ　「技術点」のうち「提案点」に係る提案内容のうち、「落札者決定基準」の別紙「評価項目表」に示す「重要」項目について「Ｄランク」又は「最重要」項目について「Ｃランク」若しくは「Ｄランク」の評価が１項目でもあった者

エ　「提案点」が200点に満たない者

オ　予定価格を超える入札価格により入札した者

カ　入札価格のうち運用・保守業務に係る額が、県が別に示す予算規模の額を超えている者

キ　提案評価委員会でのヒアリングにおいて、機能要件一覧への対応状況に虚偽が認められた者

(2)　最高得点者が２者以上あるときは、技術点が高い者を落札者とする。さらに技術点が同じ者が２者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

17　その他

(1)　契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出すること。なお、契約書作成に要する一切の費用は落札者の負担とする。

(2)　この調達契約は、世界貿易機構（ＷＴＯ）協定の一部として、附属書四に掲げら

れている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ（https://www.pref.fukuoka.lg.jp）に掲載している。

(3)　特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(4)　入札に参加する者は、参加に当たり知り得た個人情報、事業者の情報その他の県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

18　Summary

(1)　The name of contract matter

Business consignment contract of the development , operation and maintenance of Payroll System.

－　The details are described in the manual of this tender.

(2)　Contract Period

From the date of contract conclusion to 31 March, 2032

(3)　Delivery Location

Please find attached information for public tender

(4)　Time Limit of Tender

５：00 P. M. ５ June, 2024

(5)　Contact Point for Notice

Payroll Section, General Affairs and Welfare Division, General Affairs Department and Education Payroll Section, Financial Affairs Division, Education General Affairs Department, Education Bureau, Fukuoka Prefectural Government Office, ７－７, Higashikoen, Hakata-ku, Fukuoka City, 812－8577, Japan

TEL 092－643－3041

E-mail kyuyo@pref.fukuoka.lg.jp

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第１項の規定により筑紫野市から送付のあった次の都市計画の図書の写しを福岡県建築都市部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

令和６年４月12日

福岡県知事　　服部　誠太郎

福岡広域都市計画地区計画の決定（令和６年３月29日筑紫野市告示第90号）

再　　　掲

福岡県公告式条例（昭和25年福岡県条例第46号）第４条第２項において準用する同条例第２条第２項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第217号の２

福岡県災害救助法施行細則に基づく救助の程度等（令和２年３月福岡県告示第344号）の一部を次のように改正し、この告示の日から施行する。

令和６年４月３日

福岡県知事　　服部　誠太郎

第２の１の項(1)ア中「22,700円」を「22,400円」に改め、同ウ中「14,800円」を「14,700円」に改め、同エ中「15,300円」を「15,500円」に改め、同カ中「23,700円」を「24,800円」に改め、同キ中「24,200円」を「25,100円」に改め、同ク中「24,400円」を「26,100円」に改める。